

消費生活センターだより

第83号
令和3年9月

来年4月1日から18歳で成人になります！

18歳で成人になると、保護者の同意なくひとりで契約できるようになります。
しかし、未成年者契約の取り消しができなくなり、大きな責任を負うことになるので注意が必要です。

【相談事例】

- スマホのネット広告で「送料無料お試し500円」と記載されている除毛クリームをお小遣いで購入したら、5回縛りの定期購入だった。
- スマホのオンラインゲームでレアアイテムが欲しくて親のクレジットカードで課金した。
- スマホで副業を検索し、「～するだけで簡単に儲かる」とSNSでやり取りし契約したが、消費者金融から借金するよう指示され、怪しい。
- スマホのSNS広告から激安のブランドバックを購入し、銀行振込みで代金を支払ったが偽物が外国から届いた。
- 先輩や友達に誘われて断れず、仮想通貨の投資アプリをダウンロードして始めたが、仕組みもわからないし儲からない。
- ネットでダイエットサプリメントを初回980円で購入したが2回目が届き、代金が急に高額になっている。
- スマホやタブレット、パソコンでアダルトサイトを閲覧したら、いきなり登録となり高額請求画面となった。
- マッチングアプリで知り合った異性とデートの為に外出いたら宝石を買わされた。

困ったときは早めに消費生活センターに相談してください。
相談を聞いて解決のためのお手伝いをします。

～できること・トラブルの例～



参考文献：(公社)全国消費生活相談員協会 【民法改正 Part3】18歳で成人になるってどんなこと？

夜間多重債務相談会

借金の返済やそれに伴い生活で困っている人のため、専門家による無料相談会を開催します。

日時：10月27日(水) 午後6時～午後8時30分

方法：面談(1枠50分) ※事前予約・申込先着順

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019